

第22期第15回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和5年2月17日開催)

胆振海区漁業調整委員会

## 第22期第15回胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年(2023年)2月17日(金)  
14時45分～15時45分
- 2 開催場所 登別市登別港町1丁目28番地  
いぶり中央漁業協同組合会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、阿部委員、  
高田委員、三戸部委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、田中委員、  
煤孫委員、傳委員 (14名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
- 5 臨席者  
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕  
漁業管理係長 春日 猛夫  
主事 越智 祥平
- 6 議 題
  - (1) 審議事項  
議案第1号 胆振海区漁場計画(素案)について(協議)  
(第8次共同漁業権、第15次区画漁業権)  
議案第2号 第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方(案)について  
議案第3号 第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方(案)  
について
  - (2) 報告事項  
報告事項1 胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る利害関係人の意見聴  
取について

## 7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しており、内容をご確認頂いていると思いますが、会議の前に配布資料を再確認をします。不足はありませんか。

それでは只今から、第22期第15回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

**岩田会長**

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方におかれましては、何かとご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、胆振総合振興局水産課齊藤課長をはじめ関係者のご臨席を賜り、あつく御礼申し上げます。

さて、本日の議案ですが、胆振海区漁場計画の素案についての協議等審議事項が3件、報告事項が1件となっています。

皆様方には、審議の程よろしくお願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶いたします。

**菅原事務局長**

本日の来賓を紹介いたします。胆振総合振興局水産課の齊藤課長さんです。同じく水産課の春日漁業管理係長さんです。同じく越智主事です。それでは、会長に議事の進行をお願いいたします。

**岩田会長**

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。

委員定数15名中14名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。

次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により会長が指名することとなっておりますので、私より指名させていただきます。室村委員、煤孫委員の両名をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。議案第1号「胆振海区漁場計画素案についての協議」を上程いたします。事務局から説明願います。

**菅原事務局長**

議案第1号と書かれた資料をお願いします。令和5年2月8日付で、胆振総合振興局長から当委員会へ胆振海区漁場計画の共同漁業権と区画漁業権の素案について協議があったものです。

議案第1号の後ろにある別紙資料をご覧ください。漁場計画策定要領の抜粋で9月2日付けで道水産林部が示しているものです。第4をご覧ください。毎回の説明となりますが、漁場計画は海域毎に策定し、(2)で草案から原案まで5段階に分けて検討し、(3)で振興

局長は、海区委員会と意見交換、緊密な連携のもと検討加えて作成し、水産林務部長へ提出します。今回は、3番目の漁場計画素案の作成となります。(1)のとおり先日、皆さんに協議しました草案に係る水産林務部長との協議結果が示されてますので、それを踏まえての作成となります。裏のページをご覧ください。現在のスケジュールとなります。共同漁業権と区画漁業権は予定では1月に素案でしたが、資料の整理等に時間を要しまして2月となりました。3月には最終案の協議となります。定置漁業権については、草案を協議したところで、本日の委員会では次の議案で操業期間等の考え方の案、河口付近等の指定された区域の考え方の案を説明します。それでは漁場計画素案については振興局の方から説明いたします。

#### 春日漁業管理係長

それでは、議案第1号についてご説明させていただきます。

昨年11月28日に開催されました第12回の委員会で、胆振海区漁場計画草案について、ご了承いただき水産林務部長に提出したところではありますが、この度、資料1-1、1-2のとおり水産林務部長から草案に対する回答がきておりこの回答を整理いたしました。

その内容についてご説明いたします。資料1-1をご覧ください。表の中程の縦の項目が、水産林務部の草案に対する回答でありまして、単有、共有ともに、漁業権番号ごとに区分して指摘されております。

指摘された内容としましては、大きく2つのことを指摘されております。

一つ目に、低利用の漁業につきまして、資源状況を踏まえた営漁・行使計画の考え方、今後の行使見込み、資源の保護培養、資源や漁場管理の考え方などを整理し、当該漁業の必要性を説明するよう指摘がありました。

二つ目に、新規漁業につきまして、新規設定理由、行使計画、設定後の資源管理の考え方、漁業調整結果等を整理するよう指摘がありました。

これらの他指摘につきましては、関係漁業協同組合と資料を整理しまして、その概要を表の右側に、振興局回答として記載しております。

一つ目の指摘ですが、例として胆海共第1号の、えむし漁業、いがい漁業について、漁業協同組合から提出された資料や資源状況を確認しまして、流通体制の整備等により行使の見込みがあると判断して存続としたものであります。

また、もう1例は、はもどう漁業ですが、漁業協同組合から提出された資料や資源状況を確認しまして、資源増大に応じ生産が見込めると判断して存続としたものであります。

以下同様でございますので説明は省略いたしますが、それぞれ資源状況を踏まえた営漁・行使計画の考え方を確認し、行使や漁獲の見込みがあると判断し、草案と同じく存続することとしております。

二つ目の新規漁業につきましては、胆海共第3号のほたてがいがい漁業、あわび漁業につきまして、漁業協同組合から提出された新規設定理由、行使計画、設定後の資源管理の考え方、漁業調整結果等を確認し資源の有効利用が図られますので、新規の設定となっ

ています。

以下同様でございますので、説明は省略いたしますが胆海共第4号のはもどう漁業、豊浦海区第2号のかき養殖業につきましても、漁業協同組合から提出された新規設定理由、行使計画、設定後の資源管理の考え方、漁業調整結果等を確認し新規の設定として草案と同じく取り進めるものでございます。

次に、草案からの変更点でございますが、胆海共第15号のほっきがい漁業につきまして、草案時には、利用予定が当面ないというものでありましたが、今回、資源状況を確認のうえ回復後には着業の見込みがあることから、素案では存続としております。変更点は以上でございます。

次に資料1-3をご覧ください。只今ご説明しました草案に対する回答を反映させてこの胆振海区漁場計画の素案を作成しております。網がけの箇所が、草案提出時と変更になっている部分でございますが、さきほどご説明しました胆海共第15号のほっきがい漁業の存続以外は、文言や数値の修正となっております。

まず、胆海共第15号のほっきがい漁業につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。素案では存続としております。

次に、胆海共第3号のえむし漁業の記載でございますが、すでに廃止されている漁業が誤って草案に廃止と記載されたもので今回修正しております。

次に、渡胆海共第1号の関係地区名について、八雲町の地名を修正しております。次のページの第2種をご覧ください。渡胆海共第2号の関係地区名につきましても、八雲町の地名を修正しております。

次のページ、別紙1をご覧ください。胆海共第4号については、底建網が含まれないので、胆海共第27、29号、渡胆海共第2号と同じ条件に修正しております。

次のページ、資料1-4をご覧ください。漁場番号につきまして、豊浦海区第1号、豊浦海区第2号の標記がともに豊海区となっていたものを修正しております。

次のページ、別紙2をご覧ください。条件(2)について、幹綱の長さについて記載をしていなかったため、幹綱の長さを記載しております。また、条件のほたてがい養殖業の施設台数について、記載に一部誤りがあったため修正しております。

以上が素案の内容でございますが、先ほどご説明したとおり、胆海共第15号のほっきがい漁業以外は、草案のとおりとなっております。

説明は以上となります。ご意見等よろしく願いいたします。

#### 岩田会長

説明が終わりました。

それでは、本委員会の前に開催された漁業権切替小員会の結果を報告願います。

#### 室村委員長

先ほど午後2時より開催した、小委員会の結果を報告します。

今回、協議のあった胆振海区漁場計画の共同漁業権と区画漁業権の素案については、

妥当であるとの結果になりましたので報告します。

岩田会長

報告ありがとうございます。

それでは、この素案について当海区において漁業調整等の支障はありますか。ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありません、なしの声〕

岩田会長

よろしいですか。

委員

〔はいの声〕

岩田会長

それでは、議案第1号の胆振海区における海区漁場計画案素案については、妥当であり特段支障はない旨、胆振総合振興局長へ回答することによりよろしいですか。

委員

〔異議なし、はいの声〕

岩田会長

それではそのように決定します。

次に、議案第2号第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方案についてを上程いたします。

なお、議案第3号第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方の案についても関連がありますので、一括上程いたします。事務局から説明願います。

菅原事務局長

資料は、右肩に議案第2号及び第3号と書かれたものとなります。まず議案番号第2号から説明します。

こちらは、令和5年2月8日付けで胆振総合振興局長から、第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方案が当海区に通知されております。3ページ目ですがもともと令和5年1月27日付けで、水産林務部水産局漁業管理課サケマス・内水面担当課長より振興局へ通知のうえ示されておまして、中段にありますとおり操業期間等については、現地の検討結果等を踏まえて決定していくとの事で、考え方の案を示し管内の意見等を聴い

ているものです。この考え方については、振興局より各漁協にも既に紹介しておりますので、承知下さい。

通知の中身ですが新旧対照表等とばしまして、8ページをご覧下さい。ほぼ読み上げとなりますが説明いたします。

1 基本的な考え方として、昨年の夏に決定している漁業権切替方針及び運用で、別に定めるとしていた秋さけ定置漁業の操業期間等について、海域ごとの秋サケの来遊状況や再生産親魚の確保の状況などを考慮し定めるとなっています。

2 の第15次さけ定置漁業の操業期間等の考え方ですが、まず操業期間の外側にある漁業時期として(1)漁業時期は、原則、現状どおりですが、近年の海象変化など従来の期間内で漁具の敷設や撤去が困難な地区については、他種漁業との調整上、許容される範囲内において所要の期間を設定するという考えです。

次に実際の操業期間の(2)となりますが操業期間は、現行の漁獲努力量を基本としてまして、新たなものとかは関係海区の資源利用に影響を及ぼさない範囲で検討する事となります。

このうち(ア)操業始期については、これまでの免許内容を基に再生産用親魚の安定確保を図ることを基本に設定するという考えです。

また(イ)岡網と沖網の操業期間の取扱いですが、現在の岡網、沖網の考え方は引き続き同様に扱う内容となります。また岡と沖を分離した操業期間の考えも同様に扱う考えです。各身網の設置位置も原則現在の免許の設定位置を基本にして免許の条件で定めるという内容です。9ページ目の(ウ)操業の終期ですが、現行どおりという考えです。

3 考慮する事項として、各海域における秋さけの来遊状況や再生産親魚の確保の状況、海域内や地区間などにおける利用調整や増殖事業の連携・協力体制等を踏まえ検討するとあります。全道的な考え方はこうなりますが、最初の1や最後の3にあるとおり海域ごとの状況などを考慮して定める考えですので、これを踏まえてえりも以西、胆振管内の道の検討内容を説明します。

資料は、11ページ目となります。まず現状ですがえりも以西は、胆振管内に限らず、漁獲は減少傾向ですが以西、以東に限らず大平洋全体の傾向でもあります。

次に再生産資源でもある親魚捕獲は、海域全体では達成されていますが、採卵において計画に達しない年もある状況です。このうち道南地域では親魚の捕獲も採卵も計画に達しない年も多かった状況がみられます。当胆振管内は常に捕獲計画は上回っておりますが、以西全体としてはそういう状況となります。

この海域の課題としましては、地場資源の回復を図るため、親魚の十分な確保が必要。また、道南地区の親魚捕獲・採卵数の向上を図る必要があるとなっております。

そこで切替に向けての考え方ですが、親魚の十分な確保を図るため、第14次定置漁業権の指定河川、これは議案3号の方にもなりますが、それを基本としつつ、現行の増殖事業体制を考慮し設定する。道南地区については、計画を下回る親魚・種卵の確保状況となっているが、海域全体で確保していることから、既存の規制の継続や自主的な取り組み規制等により親魚・種卵の確保を図ることと考えます。従いまして現在の操業期間の

考え方は、第14次定置漁業権と同様の操業期間を設定するというのが道の考えとなります。

結果としまして、資料の10ページ目、第15次のさけ定置の操業期間の案です。胆振管内につきましては、第15次についても、第14次の定置漁業権と同じく現行どおりというのが道案になります。

続いて議案第3号を説明いたします。

第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方です。1ページ目ですがこちらも本年の2月8日付けで胆振振興局長から当海区に通知されておりますが、3ページ目のとおり令和5年1月27日行けで水産林務部水産局漁業管理課サケマス・内水面担当課長から、議案第2号と同様に振興局を通じて紹介されているものとなります。

この内容ですが7ページ目となります。それぞれの地域の基幹的な増殖の河川が設定されておりまして、胆振管内では敷生川が該当します。この設定された河川の河口域に漁場を設定する場合の考え方がこの内容となります。2の(1)で対象河川は全道で29河川を指定し、(2)でその河口域に中心から45度の範囲を指定し、その範囲に漁場を設定する場合の扱いを決めるという事で、(3)がその扱いなのですが、新規漁場設定は認めない、既存漁場は、親魚などの確保が見込める場合は、漁場の設定を認める。という考えになります。8ページ目で当管内は、敷生川が指定されています。この検討結果ですが、敷生川の親魚と採卵の計画達成率が示されていますが、毎年計画を上回っております。

このため、敷生川については、計画以上に安定した親魚と種卵の確保がされているので、該当漁場である白老さけ定5号は、これまでどおり適切有効に活用する事で問題なく、現行どおりの漁場設定に支障はないというのが道の考えです。説明は以上となります。

#### 岩田会長

説明が終わりました。続けて、漁業権切替小員会での意見等を事務局から報告願います。

#### 菅原事務局長

議案第3号の第15次秋さけ定置漁業の河口付近等の指定された区域の考え方案については、特に意見はありませんでした。

第15次秋さけ定置漁業の操業期間等の考え方の案については、後期資源の親魚確保等を考えて、胆振の鵜川から地球岬までの沖網は、始期も終期も1週間前に倒す。早めに操業を終わらして後期の親魚を確保し資源を造る事を考えつつも漁獲の分も考えて、このようにしたいという意見がありました。この他の岡網と噴火湾については、そのままです。具体的には、胆振の鵜川から地球岬までの沖網の操業期間を9月1日から11月27日として頂きたいという意見がありました。

#### 岩田会長



それでは、ご意見や質問などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第2号及び議案第3号については、当海区からは、そのような意見があったという事でよいですか、

委員

〔はいの声〕

岩田会長

それでは、今回はそのようにします。次に報告事項にうつらせて頂きます。

報告事項、胆振海区における海区漁場計画案の作成に係る利害関係人の意見聴取について、事務局から報告願います。

菅原事務局長

報告事項1と書かれた資料をご覧ください。

先日、当海区委員会で協議しました、旧鵜さけ定第6号の定置漁業権の期間満了に伴う短期免許の関係ですが、当海区との協議後に振興局から海区漁場計画の検討に関する振興局の最終案を道の水産林務部に提出しておりまして、道では法に基づく利害関係者の意見聴取に入りましてホームページ等で公表してありますのでお知らせします。期間は3月9日までとなっておりますその後、海区漁場計画の案が検討され、3月下旬頃から当海区に諮問が来ることが想定されますのでご承知下さい。

岩田会長

ご質問などありましたら、お伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

なければ、そのようになりますのでよろしくお願ひします。

「その他」として、事務局から報告があるようですので、お願ひします。

菅原事務局長

資料はございませんが連絡事項です。令和5年度のイカ釣り漁業と沿岸漁業の協定に

係る要望ですが本年、道南海域にかかるものは当管内を含めてありませんとの事で、道南連合海区は開催しない方向にあると、道南連合海区事務局より話がありました。なお、全道の協定会議は5月頃の見込みになるとの事ですのでご報告いたします。

岩田会長

以上で、本日の議題は全て終了しました。他に、皆さまの方から何かございませんか。

委員

[ありません、なしの声]

岩田会長

それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。  
長時間に及ぶ審議、まことにありがとうございます。